あさぎり町 農業委員会だより

臨時号

くまもとグリーン農業

平成28年
3月発行

編集発行：あさぎり町農業委員会　あさぎり町免田東1199番地　☎0966-45-7225　http://www.asagiri-town.net/

平成27年度農業委員活動強化推進大会（県立劇場）

皆様方におかれましては、日頃より本町の農業発展のためにご協力とご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、60年ぶりに農業委員会法が改正され、いよいよ平成28年4月1日施行となります。改正法により、これまでの農業委員の選出方法が選挙および選任から推薦または応募になり、議会の同意を得て町長が任命します。あさぎり町は、平成30年4月に行われる改選からの適用となります。また、新たに農地利用最適化推進委員が設置され、農地等の利用最適化推進に取り組む体制をさらに強化することとなります。これにより、農業の六次産業化を今まで以上に進めるため、農業生産法人制度も、農地の所有を認められる法人の要件が緩和され、企業などが農業に参入しやすくなるとともに、名称が農地所有適格法人に変更されます。

改正法施行にともない、利用権設定や転用などの申請期限、農業委員会定例総会の日程を変更することになりました。

総会日程が変わりますので、とりわけ3月から4月にかけての手続きにつきましては、農業者など関係者の皆様を中心にご迷惑をおかけしますが、これまでと同様に農業委員会一丸となって取り組んで参りますので、引き続き町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いしまして、会長のあいさつといたします。

あさぎり町農業委員会会長　鶴田　和典

農業委員会法などの主な改正について

1 農業委員の選出方法の変更とは

地域の農業をリードする担い手が透明な手順を経て確実に就任するようになります。

現　在

○選挙制と市町村長の選任制（議会・団体推薦）の併用

あさぎり町は、選挙委員が 20 人、選任委員が 6 人で構成されています。

改革の方向

○市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に一本化します。
○過半を原則として認定農業者とします。
○農業者以外の人で、中立な立場で公正な判断をすることができる人を１人以上入れなければなりません。
○女性・青年も積極的に登用することになります。
○農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう、現行の半分程度とします。（後述の農地利用最適化推進委員を置かないところを除く）

市町村長は、推薦・公募を実施　（あさぎり町は H30 年 1 月予定）
▼
市町村長は、推薦・公募の情報を整理し、公表　（あさぎり町は H30 年 2 月予定）
▼
市町村長は、推薦・公募の結果を尊重して、選任議案を作成
▼
市町村議会が同意　（あさぎり町は H30 年 3 月予定）
▼
市町村長が任命

①農業委員の公選制の廃止→町長による選任制へ（議会の同意を得て任命）

今までは、１月に選挙人名簿を作成するために、農業に従事している人（60 日以上）を届出し、総会で決定したあとに選挙人名簿登録を行い、町の選管に提出していましたが、その作業が今年からなくなりました。

②定数は、条例で定めます。

あさぎり町においての定数の上限基準は 19 人（政令第 5 条関係）ですが、まだ決定ではありません。

③農業委員の過半は認定農業者とし、年齢、性別はかたよりがないようにします。

必ず利害関係を有しない人も必要→「利害関係を有しない人」とは、農業とまったく関係のない人になります。また、農地利用最適化推進委員と兼ねることはできません。

④委員の任期

改正法は平成 28 年 4 月 1 日施行になりますが、平成 27 年 4 月に現行法で選ばれた本町の委員は任期満了（平成 30 年 4 月 12 日）の日まで現在の 26 人で変わりません。

2 農地利用最適化推進委員が新設されます

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動の２つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するように変わります。

現　在

○農業委員が、それぞれ
①農地の権利移動の許可等の「合議体としての決定行為」と

②担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の「地域における現場活動」の両方を実施。

最適化推進委員の推薦・公募も農業委員の改選と同時に行います。

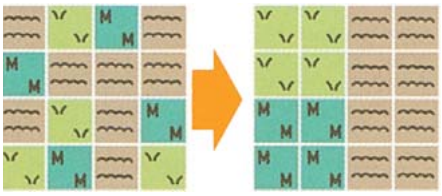

改革の方向

○現場活動を積極的に行うために、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として、農地利用最適化推進委員を設置します。
農業委員と推進委員は密接に連携します。
○推進委員は、自ら担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行います。
○推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定めます。

具体的業務

・人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進
・農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
・耕作放棄地の発生防止と解消を推進

選出方法

農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施
▼
農業委員会は、推薦・公募の情報を整理し、公表
▼
農業委員会は、推薦・公募の結果を尊重
▼
農業委員会が委嘱

①農地利用最適化推進委員会とは

農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する人で農業委員会の総会での議決権はありません。ただし、総会に出席をすることはできます。農業委員は推進委員の意見を聴かねばならず、推進委員は意見を述べることはできます。

②推進委員の数

農地面積 100ha あたり１人の割合で配置できますが、あさぎり町ではまだ人数を決定していません。

③農業委員会が委嘱

農業委員と兼ねることはできません。
農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱します。

3 都道府県会議・全国農業会議所の改革

農業委員会のサポート組織として十分機能するようにするために変わります。

現　在	改革の方向
○特別認可法人であり、行革上、法令業務の拡充はできません。	○農業委員会のサポート業務を行う指定法人（都道府県・国が指定）に移行します。 ○農業委員会のサポート業務のほか、新規参入支援や担い手の組織化・運営の支援等の業務を法令業務として明確に位置づけます。
都道府県農業会議 → 指定法人に移行	都道府県農業委員会ネットワーク機構
①情報提供、調査、研究、研修 ②農業委員会への強力 ③農地転用許可に係わる都道府県への意見提出等	①農業委員会相互の連絡調整、優良な取組を行っている農業委員会についての情報の横展開、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援 ②農地情報の収集、整理、提供 ③新規参入支援、法人化推進、担い手の組織化・運営の支援（追加） ④調査及び情報の提供 ⑤農地転用許可に係わる農業委員会への意見提出等
④意見公表、行政庁への建議等 → 法的根拠がなくても行えるため、法令業務から削除	農地利用の最適化の推進に関する施策について、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければなりません。
全国農業会議所 → 指定法人に移行	全国農業委員会ネットワーク機構
①都道府県農業会議の業務に対する指導・連絡	①都道府県機構相互の連絡調整、都道府県機構が行う農業委員等に対する講習及び研修への協力その他の都道府県機構に対する支援
②調査及び研究	②都道府県機構の②～④の業務
③意見公表、行政庁への建議等 → 法的根拠がなくても行えるため、法令業務から削除	（都道府県機構と同様に削除）

4 農業生産法人制度の変更

①名称が変わります。

農業生産法人から「農地所有適格法人」に変わります。

②議決権の緩和

農業者以外の構成員の有する議決権要件を 1/2 未満まで認める、農業関係者以外の者の構成員要件を撤廃されます。

③役員の農作業常時従事要件などの緩和

役員などのうち１人以上が原則年間 60 日以上農作業に従事。ただし、役員の過半が農業の常時従事者（原則年間 150 日以上）であることは現行制度と変わりません。

農業委員活動

平成27年度熊本県農業委員活動強化推進大会がありました。

1月19日に県立劇場で行われた熊本県農業委員活動強化推進大会において、本町の農業委員会が『農業者年金加入推進部門』と『情報活動部門』で表彰されました。

農業者年金推進部門においては27年1月～12月の間に18人が加入され、成果を上げられました。情報活動部門では年2回の農業委員会だより発行し、広報委員が取材などした内容で、農業者だけでなく町内全体に配布し農業委員会の活動をお知らせしました。

農業者年金先進地研修にこられました。

12月15日に鹿児島県大崎町農業者年金受給者会、1月28日に和水町農業委員会と宮崎県西臼杵郡農業者年金受給者協議会が視察研修にこられました。役員および委員の皆さんは両日ともに加入推進について熱心に聴かれ、本町での農業委員会の取り組みについて興味を持ち、これからの活動に生かそうと多くの質疑がありました。

あさぎり町においては年金加入者が毎年増え、また推進活動も農業委員会一丸となって取り組んでいます。これからも多くの農業者に年金の良さを伝え、少しでも農業者の老後が豊かになるようサポートしていきたいと思います。

球磨郡市女性農業委員ネットワーク活動を行いました。

12月13日に9市町村の女性農業委員で活動するネットワーク（宮原久子会長）主催で『こだわってる農・交流会』が行われました。男女9人ずつの18人が参加し、錦町にある『ハムの米澤』の米澤整地さんの指導でハム作りなどを体験しました。簡単な自己紹介をしたあと、体験を通して交流を行い、昼食はネットワーク会員が用意したおもてなし料理をバイキング形式で味わいながら楽しいひとときを過ごしました。この活動は「気軽に話をできる場を提供すること」を目的とし、カップル成立やその後の状況は各地域の女性委員があたたかく見守りをされています。今後もこの活動は続きますので、気軽に参加してみませんか♡

農業に従事する方なら広くご加入いただけます

しっかり積み立て
がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金

60歳未満 / 国民年金第1号被保険者 / 年間60日以上農業従事

この３つの要件を満たせば
どなたでも加入できます！

国が支える。安心が大きくなる

担い手 積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

少子高齢時代に強い年金です。

・自分で積立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。
・加入者・受給者数に左右されない、安定した制度です。

終身年金で80歳までの保証付きです。

・年金は生涯受給できます。
・もし、加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取るはずだった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が死亡一時金として支給されます。

公的年金ならではの税制上のメリットがあります。

・支払った保険料は、全額（最高80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税などの節税につながります。
・将来受け取る農業者年金には公的年金控除が適用されます。

通常加入なら、保険料の額は自由に選べます。

・月額２万円から６万７千円まで千円単位で選択できます。
・加入途中での掛金の見直しはいつでも可能です。

政策支援加入（要件あり）なら、保険料の国庫補助があります。

・一定の要件（青色申告、認定農業者、家族経営協定を結んだ配偶者や後継者など）を満たした意欲ある担い手は保険料の２割、３割、５割の補助が受けられます。
・補助を受ける場合の保険料は月額２万円に固定されます。

☆農業者年金に加入した時には、国民年金付加保険料（月額400円）の納付も必要です。
☆保険料の納付は、ＪＡが便利です。

独立行政法人 農業者年金基金
http://www.nounen.go.jp
農業者年金 検索

農業者年金のQ&A

Q 税制上の優遇はあるの？

公的年金ですので支払った保険料は、全額が社会保険料控除となり、所得税等の節税につながります。

また、将来受け取る年金は、公的年金等の控除の対象となり、65歳以上の人であれば合計額が120万円までは全額非課税となります。

Q 国民年金の付加年金加入って、何？

農業者年金に加入する人は、国民年金の付加年金の加入義務があります。この付加保険料の月額400円を国民年金保険料に上乗せして納付すると、国民年金を受け取る時に毎年「200円×納付月数」が上乗せされます。たとえば、付加保険料を20年間（240か月）納付した場合には

☆支払う保険料の総額　月額400円×240か月＝96,000円（20年間の納付額）
☆受け取る付加年金　200円×240か月＝48,000円（１年間の受給額）

なんと！２年間で20年間の納付額分を受け取れて、その後も年金を受け取る間はずっと付加年金がもらえるのです。

Q 途中脱退はできるの？

脱退もできます。ただし、脱退一時金ではなく、それまで支払った保険料と運用益は、加入期間にかかわらず、将来、年金として受け取ることになります。

農地の転用は農業委員会の許可が必ず必要です！

登記地目が農地（田・畑）の場合

登記地目が農地（田･畑）の場合は、転用（宅地や雑種地などに変更）することに必ず農業委員会の許可が必要です。自分の農地だからといって、勝手に転用することは認められていませんし、法務局での手続きも転用許可証が必要ですので、できません。

また、許可を受けずに転用すると、元の農地に戻すように指導する場合や、悪質な転用の場合には罰金などが適用される場合もあります。

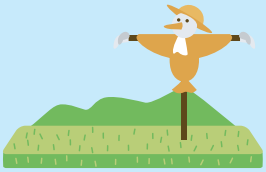

農地転用について

農地転用の場合には、農業委員会が現地調査を行います。すでに耕作をしないで、荒れていたりすると、まずは農地に戻す必要がありますし、転用することが認められない場合があります。

農用地区域内の農地転用の場合

農用地区域内の農地の転用は原則認められませんし、農用地区域外の農地でも転用の目的によって、認められない場合があります。

遊休化している農地は、きちんと管理するように通知を出しています。経営移譲年金を受給されている人の所有農地や生前一括贈与をして納税猶予をしている人の農地が遊休化することは認められません。この場合、農業者年金の支給停止や贈与税の納付（延滞金も含まれます）につながりますので、対象の農地がないか確認し、適正な農地の管理をお願いします。

農地の転用をお考えの人は、まず農業委員会にご相談ください！

あさぎり町賃借料情報

あさぎり町における平成 27 年 1 月から 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっております。

☆賃借料情報（田）

単位：10a あたり

区域	平均値	最高	最低	データ数
上	22,200 円	30,000 円	8,600 円	135
免田	23,500 円	30,000 円	10,000 円	117
岡原	19,400 円	27,000 円	6,200 円	87
須恵	19,600 円	28,000 円	12,000 円	59
深田	23,300 円	33,000 円	10,600 円	27
（参考）あさぎり町	21,700 円	33,000 円	6,200 円	423

☆賃借料情報（畑）

区域	平均値	最高	最低	データ数
あさぎり町全域	8,400 円	11,500 円	4,300 円	70

※データ数は、集計に用いた筆数です。
※金額は、算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。
※「（参考）あさぎり町」の平均額は、全データを平均した値です。

この金額は、あくまでも参考ですので、実際の賃借料は農地の状況にあわせて『貸し手』と『借り手』の両者でよく話し合って決めてください。

◆田畑の賃借は、農業委員会に届け出が必要です。

総会日程変更のお知らせ

農業委員会等に関する法律が改正され、平成 28 年 4 月 1 日に改正法が施行されます。
それに伴い、あさぎり町農業委員会で毎月 25 日に行われていた定例総会の日程が変わります。

利用権設定決定までの流れ（例：4 月総会）

4 月 30 日が利用権設定終了日の場合

↓

3 月 11 日ごろ、利用権設定終了通知が届きます（再設定の場合）

↓

3月 25 日までに貸人、借人で話し合い、申請手続きを行います

↓

4月 11 日　定例総会

↓

5月 1 日から新たに利用権設定開始となります

農地法決定通知までの流れ

毎月 25 日までに、申請手続きを行います

↓

毎月 10 日　定例総会

↓

3条申請は決定後、許可通知書交付

↓

4条・5条の転用申請については
①30a以下の転用については県知事へ意見書・申請書提出
②30a以上の転用については県農委ネットワーク機構へ意見書を提出→意見書回答後に県知事へ申請書提出

↓

4条・5条転用の県の決定及び許可通知書交付
①30a以下は申請から約 1 ヵ月後
②30a以上は申請から約 1 ヵ月半後

定例総会日は、毎月 10 日ですが、都合により変更になる場合もあります。
12 月のみ、受付締切日を 20 日とします。

利用権設定の申請手続きの締切日を変更します！

4 月から総会日程が変更になりますので、各種申請受付期間も変更になります。
それにより、申請期間がかさならないように 3 月と 4 月のみ受付期間を変更します。

○ 4 月 1 日開始日の利用権設定の申請は 3 月 28 日の総会にはかりますが、終了通知書を 2 月中旬に発送しています。
再設定などの受付締切日は、3 月 4 日（金）（関係者には事前に通知しています）、その他の申請受付締切日は 3 月 10 日（木）までです。

○ 5 月 1 日開始日の利用権設定の申請は 4 月 11 日の総会にはかりますが、終了通知書を 3 月 11 日頃に発送します。
再設定などの受付締切日は、3 月 25 日（金）までです。

農業経営に必要な情報をわかりやすく伝えます。購読してみませんか？

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

◆全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する“農家のための情報誌”です。
◆「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。
◆また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。
◆さらに、全国 47 都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。ときには、あさぎり町の記事が掲載されることも！

◆毎週金曜日発行（郵送で配達されます）　◆購読料　月 700 円（送料、税込み）